

就学援助制度のお知らせ

藤岡市教育委員会

藤岡市では、経済的な理由で子どもを小・中学校へ通学させることが困難なご家庭に対して、学用品費等の経費の一部を援助しています。

就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、次の要領で申請してください（援助項目のうち、令和9年度 小1・中1のみ対象の「新入学児童生徒学用品費」は、入学前の3月に支給されます。）。

【対象者】

補助対象となるのは、概ね下記の認定要件のいずれかに該当するご家庭です。ただし、生活保護家庭（要保護家庭）に準ずる程度に困窮していると認められるご家庭（準要保護家庭）に限るため、要件に基づいて、審査を行っています。その結果、要件を満たしていたとしても、認定とならない場合もありますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

【認定要件】

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- （ア）：生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- （イ）：地方税法に基づく個人の事業税の減免、市民税の非課税又は減免及び固定産税の減免
- （ウ）：国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免
- （エ）：国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- （オ）：児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
- （カ）：生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ ア以外の者で次のいずれかに該当する者

- （ア）：失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- （イ）：職業が不安定で、生活が困難と認められる者
- （ウ）：学校納付金の納付状況の悪い者、児童又は生徒への食事の摂取、被服等の状態が悪い者、その他通学用品等に不自由している者等で、生活が極めて困難と認められる者
- （エ）：経済的理由で欠席が多い児童又は生徒

【援助の内容】

次の項目により、保護者が支払った経費の一部を援助します。（上限額あり）

- ・学用品費 ・通学用品費（１年生以外） ・校外活動費（宿泊、日帰り）
- ・修学旅行費 ・新入学児童生徒学用品費
- ・医療費（学校の健康診断で指示を受けた疾病）

※教育扶助を受けている場合は、修学旅行費のみの援助となります。

【申請の方法】

令和９年度 小学１年生・中学１年生は、入学予定・在学中の小学校で申請書を貰い、学校が定める期日までに下記の書類をご提出ください。

- ①「就学援助費受給申請書（継続・新規）」（様式第１号）
- ②「新入学児童生徒学用品費入学前受給申請書（入学前申請用）」（様式第２号）
- ③ 認定要件に対応する証明書類

【提出先】

令和９年度 小学１年生（現年長） ⇒ 入学予定の小学校へ
 令和９年度 中学１年生（現小学６年生）⇒ 在学中の小学校へ

【認定】

藤岡市教育委員会は、保護者の申請内容に基づき、学校長等の意見を求め、審査いたします。援助が必要と認められる場合は、準要保護児童生徒に認定します。

【支給方法】

年２回（前期分は１０月、後期分は３月）学校を通じて保護者へ支給します。

※新入学児童生徒学用品費（１月１５日までに認定分）のみ入学前の３月に支給します。１月１６日から４月１５日までの間に認定した場合は、１０月に支給いたします。（４月１６日以降の認定では対象外となります。）

また、新入学児童生徒学用品費支給対象者には通学用品費の支給はいたしません。

【注意事項】

- ※ 申請書の学年欄は令和９年度４月時点の学年を記入してください。
- ※ 前年度に就学援助を受けていた方も、毎年申請が必要です。
- ※ 要保護者（教育扶助を受けている方）は、申請の必要はありません。
- ※ 認定要件に対応する証明書類について、児童扶養手当証書の写しは「令和９年１０月３１日まで有効」のもの、非課税証明書、所得・課税証明書等については「高校生以上の世帯員全員」のものを提出していただきます。証明書の提出がない場合は、審査ができませんのでご注意ください。

藤岡市教育委員会 学校教育課 ☎0274-50-8212（内線 4106）
--